

## 浜松未来総合専門学校同窓会会則・細則

第1条 同窓会会則 第15条における会費は、正会員 5,000円とする。  
特別会員は会費を徴収しない。  
本校のどの学科を卒業しても同窓会会員としてみなし、会費を徴収する。ただし、  
会費の徴収は重複しない。

第2条 同窓会会則 第20条における補助の規定を次のとおり定める。  
本校同窓会会員の親睦会を開催するにあたり、次に定める規定により申請する。

- (1) 最小単位をクラス単位とし、対象者全員に呼びかけた会であること。
- (2) 申請は各クラス年1回までとする。
- (3) 代表者2名の署名のうえ報告書を作成し、申請すること。
- (4) 親睦会を開催した年度内に本校事務局まで提出のこと。
- (5) 補助金の算出規定は次の通り。

補助金総額 = 基本補助金 + 100円 × 出席人数

対象人数（クラスごと） 基本補助金

0～10人	2,000円
11～20人	3,000円
21～30人	4,000円
31～40人	5,000円
41人以上	6,000円

### 付 則

この細則は、平成22年4月1日より施行する。

#### － 個人情報の取り扱いについて －

登録していただいた個人情報は同窓会関連資料および同窓会主催のイベントの案内、その他正当な目的のためだけに使用いたします。  
なお、資料・案内送付のため、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した業務委託先に登録していただいた個人情報を預託する場合があります。